

専門委員職務関係資料

〈各専門調査会共通〉

平成18年4月

専門委員職務関係資料
目 次

1	食品安全基本法について	1
2	専門調査会の調査審議について	13
①	個別品目の審議手順について	15
②	「食品安全委員会専門調査会運営規程」	16
③	「食品安全委員会における調査審議方法等について」	19
④	「食品安全委員会の公開について」	20
3	専門委員の調査審議以外の業務について	21
4	専門委員の服務について	25
5	食品健康影響評価技術研究について	29
6	「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について	31
7	食品安全委員会事務局組織図	34
	参考資料 1 食品安全基本法（平成15年5月23日 法律第48号）	35
	参考資料 2 食品安全基本法第21条第1項に規定する 基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）	43

1 食品安全基本法について

ここでは、食品安全委員会の業務、組織等を規定している食品安全基本法の条文のうち、専門調査会における調査審議その他専門委員の方々に関係するものについて簡単に解説いたします。

1 目的

(目的)

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(解説)

本法の立法目的は、科学技術の発展、国際化の進展といった国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関して基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを新たに構築することにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することです。

2 リスク分析手法の導入

(食品健康影響評価の実施)

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
 - 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(解説)

ア 本条は、リスク分析手法のうち、リスク評価に相当する健康への悪影響についての科学的評価（食品健康影響評価）について定めるものであり、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、原則として「食品健康影響評価」が施策ごとに行われなければならないことを規定するものです。

イ 評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければなりません。

この科学的客観性を担保するため、内閣府に有識者からなる食品安全委員会を設置し、国における食品健康影響評価を一元的に行うこととしています。

ウ 第1項ただし書では、食品健康影響評価の実施の例外について規定しています。

① 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

ex 1) 危害要因とは直接には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策

- ・ 食品衛生検査施設に備えるべき機械器具の設定
- ・ 食品衛生監視員の資格の認定

2) 食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策

- ・ 食品健康影響評価の結果を踏まえて策定された基準等に違反した場合の廃棄命令、許可の取消し

② 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

- ex. ・ 腐敗していることや食中毒の原因となる有害物質を含むことが明らかな食品の販売等を禁止する場合

・有毒・有害物質が含まれており、通例、人の健康を損なうと考えられる器具の販売等を禁止する場合

③ 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

※ この場合の措置は、あくまでも緊急時における暫定的な措置に止まるべきものであることから、本法においては、事後の合理的期間内に、食品健康影響評価が行われなければならない（第2項）、かつ、その結果に基づき、改めて施策の策定を行わなければならないこととしています。

（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行わなければならない。

（解説）

本条は、いわゆるリスク分析手法の3要素のうち「リスク管理」に対応する規定であり、健康への悪影響を防止・抑制するための行政的対応について定めるものです。

その中で、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて施策が策定されなければならない旨を明記し、「評価結果に基づく管理の実施」というリスク評価とリスク管理の関係を明らかにしています。

ただし、食品健康影響評価があくまでも科学的知見に基づく評価であるのに対して、リスク管理は、社会・経済活動の規制等を伴う行政的対応であり、科学的知見以外の諸事情も考慮した上で措置の内容を定めるべきものであることから、「国民の食生活の状況その他の事情」を考慮して施策の策定を行うこととしています。

3 委員会の所掌事務

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
- 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
- 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
- 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～十四 (略)

- 2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第11条第1項第3号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(解説)

委員会の所掌事務は、第23条第1項各号に規定されているとおり多岐にわたるものですが、主な内容は、①食品健康影響評価の実施、②評価結果に基づいた行政的対応の確保、③リスクコミュニケーションの推進 ④食品安全行政全般についての意見具申、の4点です。

(1) 食品健康影響評価の実施

ア 委員会の業務の中心をなすのは、食品健康影響評価を行うことです。

委員会は、関係各大臣からの諮問に応じ、又は自らの発意により、食品健康影響評価を行います（第23条第1項第2号）。

このうち、関係各大臣からの諮問については第24条に規定されていますが、便宜上「必要的諮問事項」と「任意的諮問事項」の2種類に区分することが可能です。

イ 必要的諮問事項とは、第24条第1項各号に規定されている事項であり、関係各大臣は、これらの施策の策定に当たっては、原則として、あらかじめ委員会による食品健康影響評価を受けなければいけません。これは、委員会による評価が行われることを制度的に担保しようとの趣旨によるものです。

ウ 必要的諮問事項であっても、委員会による評価を受けることなく施策の策定を行うことのできる場合として2つの場合が規定されています（第24条第1項ただし書）。これは、食品健康影響評価の実施について規定した第11条第1項ただし書の規定に対応したものです。

その第1は、施策の内容からみて評価を行うことが明らかに不要と委員会が判断した場合です。

具体的には、委員会において判断することとなりますが、例えば、根拠法の条項移動等に伴う形式的な省令改正を行う場合や、我が国の食生活か

らみて明らかに非食用に分類される動物用の医薬品の承認を行う場合などが想定されます。

第2は、関係各大臣が、緊急を要するため、あらかじめ評価を行ういとまがないと認めた場合です。ただし、この場合には、相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の評価を受けなければならないとされています（第24条第2項）。これは、第11条第2項の規定に対応したものです。

エ 任意的諮問事項は、必要的諮問事項以外の場合において、関係各大臣が必要と判断したときに委員会に諮問する事項です（第24条第3項）。食品の安全性の確保に関する施策は多岐にわたるものであり、評価の対象を必要的諮問事項に限定することは適当でないことから、この規定が設けられています。

オ 委員会は、諮問によることなく自らの発意で食品健康影響評価を実施することができます。この場合の評価対象は、第24条第1項各号に規定する事項に限られるのではなく、その性格上評価になじまない事項を除き、広く評価対象とすることが可能です（第23条第1項第2号）。

カ 評価の結果については、評価結果に基づいた行政的対応を確保するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図る等の観点から、関係各大臣に通知するとともに、公表することとしています（第23条第2項及び第3項）。

(2) 評価結果に基づいた行政的対応の確保

委員会の業務の中心は、食品健康影響評価の実施ですが、関係各省において評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくことも、委員会の重要な役割です。

このため、本法においては、評価結果の通知・公表に加えて、委員会に2種類の勧告権を付与しています。

第1は、評価結果に基づき、講ずべき施策について関係各大臣に対して行う勧告です（第23条第1項第3号）。この勧告は、評価結果に基づき、委員会が必要と認める行政的対応が関係各省において実施されるよう提言するものです。

第2は、評価結果に基づいて採られた施策の実施状況を監視し、必要があると委員会が認めるときに行う勧告です（第23条第1項第4号）。

これは、委員会は、評価を行った後のリスク管理の実施状況をモニタリングし、より適切な措置がとられるように提言する役割も担うべきとの趣旨を

体現したものです。

これらの勧告は、その実効性の確保等の観点から、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して行うこととしています。また、勧告の内容を公表するとともに、関係各大臣は、勧告に基づき講じた施策について委員会に報告することとされています。

本法においては、これらの権限を委員会に付与することにより、評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくこととしています。

(3) リスクコミュニケーションの推進

委員会は食品健康影響評価等の業務を行うに際しては、第13条の趣旨を体して、幅広く国民の意見を聴取した上で評価対象の優先順位を決定するとともに、評価の結果を国民に分かりやすく説明しその内容の正確な理解を促進する等、幅広く関係者との情報や意見の交換を図りつつ業務を実施することが重要です。

また、本法に基づき、委員会だけでなくリスク管理機関においても施策の策定に当たってリスクコミュニケーションを行うこととなりますが、その実効性を高めるためには、個別各省における取組だけでなく、政府全体として、総合的にリスクコミュニケーションに取り組んでいく必要があります。

こうした観点から、委員会は、自らの業務に関して関係者との情報や意見の交換を行う（第23条第1項第7号）とともに、さらに加えて、関係行政機関が行う情報や意見の交換に関する事務の調整を行う旨を規定し（第23条第1項第8号）、委員会が、自らリスクコミュニケーションに取り組むとともに、政府全体としての総合的なリスクコミュニケーションにおいて中心的役割を担うことを明らかにしています。

(4) 食品安全行政全般についての意見具申

委員会は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する7名の委員によって構成される機関であり（第28条）、今後の食品安全行政の推進に際しては、委員が有する専門家としての高い識見を活用していくことが適当です。

このような観点から、本法においては、委員会の所掌事務として、次の2つの事務を位置付けています。

- ① 第21条の基本的事項の策定に当たって、内閣総理大臣に対して意見を述べること（第23条第1項第1号）。

基本的事項は、第11条から第20条までに規定する、いずれも食品の

安全性の確保を図る上で重要な事項について定めるものであるため、委員会の意見を聴くことにより、委員の高い識見を活用しつつ策定することとされています。

- ② 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときに、関係行政機関の長に対して意見を述べること（第23条第1項第5号）。

この意見具申は、勧告と異なり、食品健康影響評価を実施した案件に限定されるものではなく、例えば、緊急時において、直ちに行うべき措置について委員会が意見具申を行うこと等も含まれます。

4 委員会の権限

（資料の提出等の要求）

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（解説）

委員会が、その任務である食品健康影響評価や同評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視を行うに当たっては、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することが有効である場合が少なくありません。

本条は、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することを制度的に担保するとの観点から、委員会が、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる旨を規定するものです。

5 専門委員

（専門委員）

第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任

されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

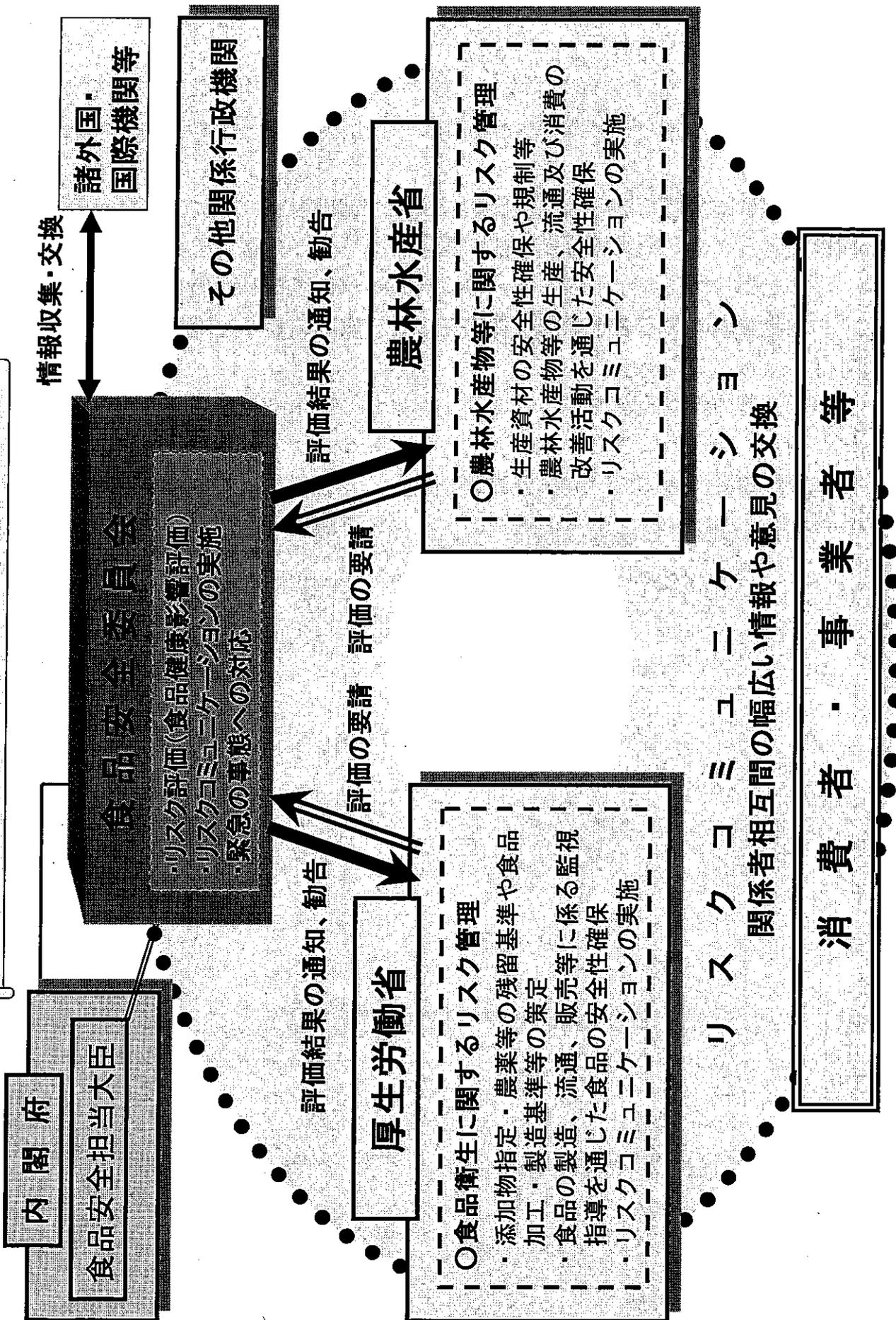
(解説)

委員会の所掌事務は、食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの推進等、食品の安全性の確保に関する幅広い分野を対象とするものです。

このため、委員をサポートし、委員会の業務の円滑かつ適切な処理を期するため、学識経験のある者を専門委員に任命し、専門の事項を調査審議させることができることとしています。

専門委員の具体的な職務としては、委員会の下に設けられる各種の専門調査会に参画し、委員会の運営の企画、リスクコミュニケーション、個別事項に係る食品健康影響評価等について調査審議を行うことを想定しています。

リスク管理機関とリスク評価機関との関係



食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のポイント

1. 食品健康影響評価の実施 (法第11条関係)

- ・評価の円滑な実施を図るための手順を明確化(必要なデータに関する指針の作成等)
- ・評価結果を公表・解説

2. 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定 (法第12条関係)

- ・国民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、措置の実行可能性・費用等を考慮して施策を策定
- ・食品の安全性の確保を図るために必要な規格・基準を整備
- ・規格・基準等が遵守されるよう、監視・指導・調査を実施

3. 情報及び意見の交換の促進 (法第13条関係)

- ・食品安全委員会・リスク管理機関において、リスクコミュニケーションを促進
- ・政府全体として、望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討

4. 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等 (法第14条関係)

- ・食品安全担当大臣は、緊急事態に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を設置
- ・緊急時対応マニュアルを作成

5. 関係行政機関の相互の密接な連携 (法第15条関係)

- ・食品安全委員会・リスク管理機関間の連携を確保するため、関係府省連絡会議を開催するとともに、連携・政策調整の具体的な手法について、取極めを締結・公表
- ・地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の連携を強化

6. 試験研究の体制の整備等 (法第16条関係)

- ・最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制を整備するとともに、研究成果の普及のための取組、研究者の養成・確保のための取組の推進、食品安全委員会と試験研究機関との十分な意思疎通

7. 国の内外の情報の収集、整理及び活用等 (法第17条関係)

- ・食品安全委員会において、一元的な情報収集を行うとともに、情報のデータベース化を図ることにより、情報を有効かつ適切に活用
- ・関係行政機関相互の連携により、国民に対し、適切かつわかりやすく情報を提供

8. 表示制度の適切な運営の確保等 (法第18条関係)

- ・関係省共同で食品の表示に関する改善方策等を検討、関係省における相談体制の連携を強化、違反に対する監視・指導・取締りを強化

9. 食品の安全性の確保に関する教育、学習等 (法第19条関係)

- ・食品の安全性の確保に関する広報活動、学校教育等における取組を推進

10. 環境に及ぼす影響の配慮 (法第20条関係)

- ・食品供給行程の各段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進(廃棄物・容器包装ごみの発生抑制等)

2 専門調査会の調査審議について

食品安全委員会の運営に関し必要な事項は、食品安全委員会令第4条の規定により、委員長が食品安全委員会に諮って定めることとされています。専門調査会の調査審議の手順、組織及び運営、留意事項等についても、食品安全委員会における累次の決定により、以下のとおりとなっています。

第1 食品健康影響評価に関する調査審議の手順（P15参照）

- 1 リスク管理機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は、諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼します。

食品安全委員会自ら食品健康影響評価が必要と判断した事項についても、同様に審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼します。

- 2 専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案を取りまとめます。
- 3 評価書案については、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、「原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する」ものとされています。この意見募集は、現在は原則30日行うこととされています。
- 4 食品安全委員会は、専門調査会から調査審議の結果について報告を受け、これを基に審議を行い、評価結果を決定して関係するリスク管理機関に通知します。

第2 組織及び運営の一般原則（P16参照）

食品安全委員会専門調査会運営規程は、専門調査会の設置及びその所掌事務のほか、専門調査会の組織及び運営について次のように定めています。

- ① 各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名すること
- ② 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すること
- ③ 座長は専門調査会の事務を掌理し、会議の議長となること
- ④ 座長に事故があるときその職務を代理する者（座長代理）を、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名すること

第3 調査審議に当たって特に留意すべき事項

1 利害関係者の除斥（P19参照）

専門調査会における調査審議の対象となる食品又は危害要因に係る許認可等について、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は、「食品安全委員会における調査審議方法について」に基づき、専門調査会の判断により調査審議から除斥（調査審議の会場からの退室、発言の制限等）されます。

2 調査審議の公開（P20参照）

専門調査会については、「食品安全委員会の公開について」に基づき、その調査審議の結果、意見等が公開されるほか、会議、議事録、提出資料等も、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として公開されることになっています。

リスク管理機関からの諮問と食品安全委員会の権限

一般に、諮問機関は諮問に応じて活動を行うものとされており、意見を聴かれた諮問機関は、その諮問事項について調査審議して答申することが仕事です。

食品安全委員会も、国家行政組織法第8条に定める諮問機関に相当する機関として内閣府設置法第37条において位置づけられており、諮問に応じてリスク評価を行うことが業務の中心となっています。

食品安全基本法においては、諮問事項を規定し、リスク管理機関に対し諮問を義務づけているだけでなく、規定された諮問事項以外の諮問の権限もリスク管理機関に付与しており、食品安全委員会の側にはこれを受理する義務があることが前提とされています。

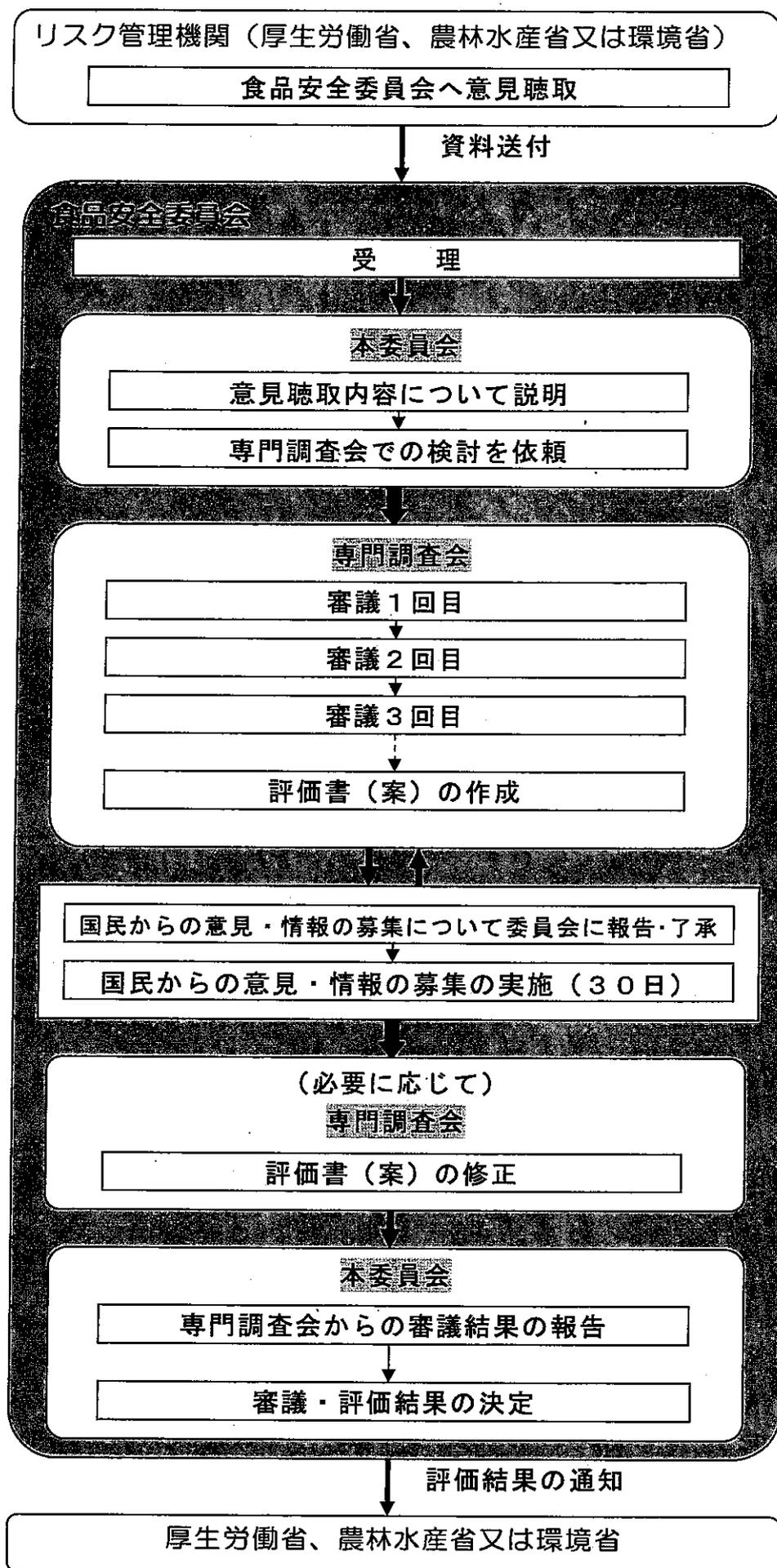
他方、実際の食品安全委員会の運営に当たっては、適切なリスク管理に資するリスク評価を行うために、食品安全委員会及び専門調査会の場で、諮問の際にリスク管理機関から諮問に関する説明を聴取し、質疑を行っています。

このため、質疑の成り行きによっては、リスク管理機関が自主的に諮問の取下げや諮問内容の修正を行うことも考えられます。

このほか、食品安全委員会には、通常の審議会と異なり、食品安全基本法に基づき、自らの発意によるリスク評価や重要事項についての調査審議・意見具申などの権限が与えられており、特に自らの発意によるリスク評価については、専門委員を始めとする関係者からの提案を踏まえて案件を選定しているため、諮問内容が食品の安全性の確保に不十分と考える場合は、これらの権限を活用することもできます。

① 個別品目（案件）の審議手順について

※ 個別品目（案件）の審議手順については原則として以下に沿って行うものとする。



② 食品安全委員会専門調査会運営規程

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

(総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

一 企画専門調査会

二 リスクコミュニケーション専門調査会

三 緊急時対応専門調査会

2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。

3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。

4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。

3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。

4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した専門委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(専門調査会の会議)

第5条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、専門調査会に出席することができる。
- 3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

別表

添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
化学物質専門調査会	化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
汚染物質専門調査会	汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
微生物専門調査会	微生物（ウイルスを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
ウイルス専門調査会	ウイルスの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会	プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
かび毒・自然毒等専門調査会	かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
遺伝子組換え食品等専門調査会	遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
新開発食品専門調査会	新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
肥料・飼料等専門調査会	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

③ 食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日食品安全委員会決定)

最終改正 平成15年11月13日食品安全委員会決定

- 1 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した者（以下「申請資料等作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から申請資料等作成者のリストの提出を受け、申請資料等作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 申請資料等作成者である委員又は専門委員は、当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退室する。

ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は、出席し、意見を述べることができるが、議決には参加できない。
- 2 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものの作成に協力した者（以下「利用資料作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から、利用資料作成者のリストの提出を受け、利用資料作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 利用資料作成者である委員又は専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べることができる。
- 3 1及び2の場合の他、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員又は専門委員が、①申請資料等作成者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、②当該申請者から研究費を受けている場合、③当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員又は専門委員は、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とする。
- 4 以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。

④ 食品安全委員会の公開について
(平成15年7月1日食品安全委員会決定)

- 1 委員会の活動状況の公開について
委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 会議の公開について
委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。
- 3 議事録等の公開について
 - (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
 - (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。
- 4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について
 - (1) 委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
 - (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。
- 5 その他
 - (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
 - (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。

3 専門調査会の調査審議以外の業務について

専門委員の業務は、専門調査会における専門の事項に関する調査審議が中心となりますが、食品安全委員会の活動の中で、意見交換会に参加していただくなど、専門調査会での調査審議以外の業務に携わっていただくことがあります。これまで専門委員に御担当いただいた専門調査会での調査審議以外の業務のうち主なものを以下のとおり御紹介します。（敬称略）

なお、回数は平成18年3月末時点のものです。

1 リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションの実施に当たって、専門の学識経験を有する専門委員に御参加いただき、専門調査会における調査審議の状況、結果等を含め、食品の安全性の確保に関する正確な情報の提供に御協力いただいています。

(1) 意見交換会

○平成15年度・・・3回

企画専門調査会	2人
リスクコミュニケーション専門調査会	4人
遺伝子組換え食品等専門調査会	18人

○平成16年度・・・14回

リスクコミュニケーション専門調査会	5人
動物用医薬品専門調査会	2人
プリオン専門調査会	14人
肥料・飼料等専門調査会	2人
微生物専門調査会	2人

○平成17年度・・・14回

リスクコミュニケーション専門調査会	1人
汚染物質専門調査会	3人
プリオン専門調査会	8人
新開発食品専門調査会	3人

(2) 食品安全モニター会議

○平成16年度・・・10回

添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、
かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、
新開発食品、肥料・飼料等 各専門調査会 10人

○平成17年度・・・10回

添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、
微生物、ウイルス、かび毒・自然毒等、遺
伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼
料等 各専門調査会 10人

(※人数はのべ人数)

2 国際会合への出席

国際リスク評価機関の会合を始め、食品の安全性の確保に関する国際会合に御出席いただき、海外のリスク評価機関との連携、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実等に御協力いただいています。

○平成15年度・・・3回

鈴木勝士（農薬専門調査会）、大野泰雄（添加物専門調査会）、
春日文子（緊急時対応専門調査会）

○平成16年度・・・7回

西川秋佳（添加物専門調査会）、高木篤也（農薬専門調査会）、
澤田純一（遺伝子組換え食品等専門調査会）、
春日文子（微生物専門調査会）、吉田緑（農薬専門調査会）、
広瀬明彦（器具・容器包装専門調査会）、
廣瀬雅雄（化学物質専門調査会）

○平成17年度・・・9回

西川秋佳（添加物専門調査会）、渡邊治雄（微生物専門調査会）、
吉川泰弘（プリオン専門調査会）、
澤田純一（遺伝子組換え食品等専門調査会）、
高木篤也（農薬専門調査会）、堀内基広（プリオン専門調査会）、
広瀬明彦（器具・容器包装専門調査会）、小澤正吾（農薬専門調査会）

3 食品健康影響評価技術研究運営委員会（平成17年度）

食品健康影響評価技術研究の効率的かつ効果的な実施のために開催される運営委員会の構成員として専門委員に御参加いただき、研究領域の決定、研究課題の審査、技術研究の評価等に御協力いただいています。

○第1回運営委員会

佐々木珠美（企画専門調査会）、立松正衛（化学物質専門調査会）、
吉川泰弘（プリオン専門調査会）、
池上幸江（遺伝子組換え食品等、新開発食品 両専門調査会）

○第2回運営委員会

吉川肇子（リスクコミュニケーション専門調査会）、立松正衛、
池上幸江

○平成17年度研究課題候補に係る第1回ヒアリング

佐々木珠美、吉川肇子、池上幸江

○平成17年度研究課題候補に係る第2回ヒアリング

佐々木珠美、池上幸江

○第3回運営委員会

佐々木珠美、吉川肇子、丸山務（微生物専門調査会）、池上幸江

○第4回運営委員会

佐々木珠美、丸山務、池上幸江

○第5回運営委員会

佐々木珠美、吉川肇子、丸山務、池上幸江

○平成18年度研究課題候補に係る第1回ヒアリング

佐々木珠美、吉川肇子、立松正衛、丸山務、池上幸江

○平成18年度研究課題候補に係る第2回ヒアリング

佐々木珠美、丸山務、池上幸江

○第6回運営委員会

佐々木珠美、吉川肇子、丸山務、池上幸江

4 国会への参考人招致（平成17年度）

食品安全委員会としてお願いしている業務ではありませんが、国会の委員会
が、国民の関心が高い事項について、専門委員に参考人又は政府参考人として
出頭を求め、その意見又は説明を聴くことがあります。

- 5月20日 衆議院農林水産委員会（基本施策に関する件）
山内一也（プリオン専門調査会）
- 6月27日 参議院農林水産委員会（牛海綿状脳症問題に関する件）
吉川泰弘、金子清俊（ともにプリオン専門調査会）
- 8月 4日 衆議院農林水産委員会（基本施策に関する件）
唐木英明（リスクコミュニケーション専門調査会）
- 10月12日 衆議院内閣委員会（内閣の重要政策に関する件）
金子清俊（プリオン専門調査会）
- 10月19日 衆議院内閣委員会（内閣の重要政策に関する件）
吉川泰弘（プリオン専門調査会）
- 10月19日 衆議院農林水産委員会（基本施策に関する件）
吉川泰弘（プリオン専門調査会）
- 10月26日 衆議院決算行政監視委員会（行政監視に関する件）
吉川泰弘（プリオン専門調査会）

（以上、敬称略）

4 専門委員の服務について

食品安全委員会の専門委員は、専門の事項を調査審議させるため内閣総理大臣が任命する非常勤の職員（食品安全基本法第36条）です。

専門委員は、非常勤の職員とはいえ、国家公務員法第2条の規定による一般職国家公務員ですので、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければなりません。ただし、同法附則第13条、政令及び人事院規則の定めるところにより、同法の服務に関する規定のうち、①服務の宣誓、②政治的行為の制限、③私企業からの隔離、④他の事業又は事務の関与制限 に関するものは適用されません。

ここでは、同法の服務に関する規定のうち、専門委員に適用されるものについて、簡単に解説します。

1 服務の根本基準（法第96条）

日本国憲法第15条第2項の規定の趣旨に則り、国家公務員法は服務の根本基準を定めています。

専門委員は、国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者ではないこと、公共の利益のために勤務すべきであって、いやしくも個人的な利益等のために勤務してはならないことに留意する必要があります。

2 法令及び上司に従う義務（法第98条第1項）

法治主義を実現するため及び行政機能が円滑かつ統一的に発揮されるため、専門委員は、法令及び法令を具現化する食品安全委員会又は会務を総理し委員会を代表する食品安全委員会委員長の、専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられています。

3 争議行為等の禁止（法第98条第2項）

一般に、国家公務員が集団で行う怠業（サボタージュ）その他の争議行為等は、食品安全委員会の業務に停滞を招き、公共の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあり、全体の奉仕者である国家公務員の地位の特殊性と相容れないことから、たとえ非常勤の職員であっても禁止されています。

4 信用失墜行為の禁止（法第99条）

専門委員は国民の負託を受けて専門の事項に関する調査審議等に当たるものであり、専門委員が非行に及ぶときは、本人及び本人の職務に対する信頼はもとより、食品安全委員会の業務全体に対する信用を失い、ひいては、食品健康影響評価の円滑な実施等に支障を生じるおそれがあることから、国民の信用を損なう行為は禁止されています。

行為は職務に関連しているか否かを問いません。具体的には、飲酒運転、暴行・けんか、痴漢行為等も国民の信用を損なう行為に該当します。

5 秘密を守る義務（法第100条）

調査審議においては、専門調査会における審議の前に情報が外部に漏れることで円滑な食品健康影響評価等の実施に支障が生じる場合や、審議結果の決定後であっても他国又は国際機関に関する非公開情報のようにそれを公にすることにより当該他国又は国際機関との信頼関係を損なう場合もあります。また、調査審議に際して得た個人情報、知的財産に係る情報等を漏らすことで、個人や法人の利益を損なう場合もあります。したがって、専門委員には守秘義務が課されています。

なお、守秘義務は、専門委員を辞めた後にも課せられます。

6 職務に専念する義務（法第101条）

専門委員は、職務の遂行を通じて国民全体の奉仕者としての使命を全うするものであることから、専門調査会の開催時間、各種の打合せの時間など所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきであるとされています。

7 服務に関する規定に違反した場合の処分（法第82条）

専門委員が国家公務員法に違反した場合には、同法第82条の規定により、免職等の懲戒処分となることもあります。懲戒処分は、同法第84条の規定により、専門委員の任命権者である内閣総理大臣が行います。

なお、専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう留意する必要があると考えられます。

(参考)

○国家公務員法 (抄)

(昭和二十二年十月二十一日)

(法律第二十号)

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法 又はこれらの法律に基づく命令 (国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。) に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② (略)

(懲戒権者)

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

② (略)

(服務の根本基準)

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② (略)

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

② 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

③ 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開

始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～④ (略)

(職務に専念する義務)

第一百一条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

② (略)

5 食品健康影響評価技術研究の概要

食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）の推進のため、平成17年度より新たにリスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を開始することとしました。

研究の具体的内容は以下のとおりです。

(1) 研究概要

本研究はリスク評価ガイドライン・評価基準の策定に直結する「テーマ設定型」の競争的研究資金制度により実施されます。

研究費は以下の手順で執行されます。

- ① 当委員会において研究目的・テーマを決定
- ② 決定された研究テーマについてHP等で広く国内外に募集
- ③ 提案された研究企画を当委員会で審査し、課題を採択
- ④ 採択研究課題に対し委託費として競争的研究資金を交付

(2) 研究予算 最高4千万円程度（単年度1課題当たり）

(3) 研究期間 原則3年間

(4) 研究主体 大学・試験研究機関等

(5) スケジュール

16年度	17年度	18年度	19年度
研究課題公募の準備	研究の開始(6月) 研究課題の決定(6月末) 事前評価(6月) 研究テーマの公募(4月中) 研究テーマの決定(4月以降)	研究の開始 中間評価 研究継続の決定 (18研究成果の査定)	研究の開始 研究成果提出 事後評価 研究成果の審査

平成17年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

○化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討	津田洋幸	名古屋市立大学

○食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究	広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所

○プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取 β シート蛋白の体内動態	小野寺 節	東京大学

○微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究	牧野壮一	帯広畜産大学

○タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究	八村敏志	東京大学

○食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究	春日文子	国立医薬品食品衛生研究所

○食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究	関澤 純	徳島大学
食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類	今村知明	東京大学

6 「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について

食品安全委員会が平成16年度から18年度の間に構築する「食品安全総合情報システム」について、以下のとおり各データベースを公開しております。

それぞれのデータベースはキーワード等により検索できるようになっています。

1. 食品安全委員会が保有する文献情報および危害情報

(1) 食品安全関係情報データベース：平成17年6月1日から

WHO、FAO等の国際機関、EFSA、FDA等の政府機関による食品安全に関する公表情報を食品安全委員会が仮訳・要約したものです。

(2) 食品安全委員会が開催した委員会会合、専門調査会、意見交換会等の会議資料を掲載した「会議資料データベース」、食品安全委員会が実施した調査事業の報告書を掲載した「調査事業データベース」、食品安全委員会が作成したファクトシートやQ&Aを掲載した「ファクトシート・Q&Aデータベース」：平成17年8月1日から

2. 共有情報データベース

(1) 食品安全に関するリスク評価とリスク管理施策に関する情報のデータベース：平成18年4月1日から

食品安全委員会が実施した食品健康影響評価の結果（物質等）のテーマ毎に、食品安全委員会による評価状況、関係行政機関における施策の実施状況等を網羅する情報を表示させるものです。

(2) 国の各機関が保有する食品安全に関するテーマごとの情報のデータベース：平成18年4月1日から

食品の安全性に関する重要案件（BSE等）のテーマ毎に、食品安全委員会、関係行政機関等による関係情報を情報保有機関毎に分類し、表示させるものです。

「食品安全総合情報システム」には、食品安全委員会ホームページ (<http://www.fsc.go.jp/>) の「食品安全総合情報システム」コーナーからアクセスして下さい。なお、食品安全DBのご利用に際しましては、公開Webシステムのメニュー画面に掲載している下記注意事項をご確認下さい。

記

○食品安全関係情報データベースに関する注意事項

本データベースには、食品安全委員会が収集した食品安全に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報を掲載しています。

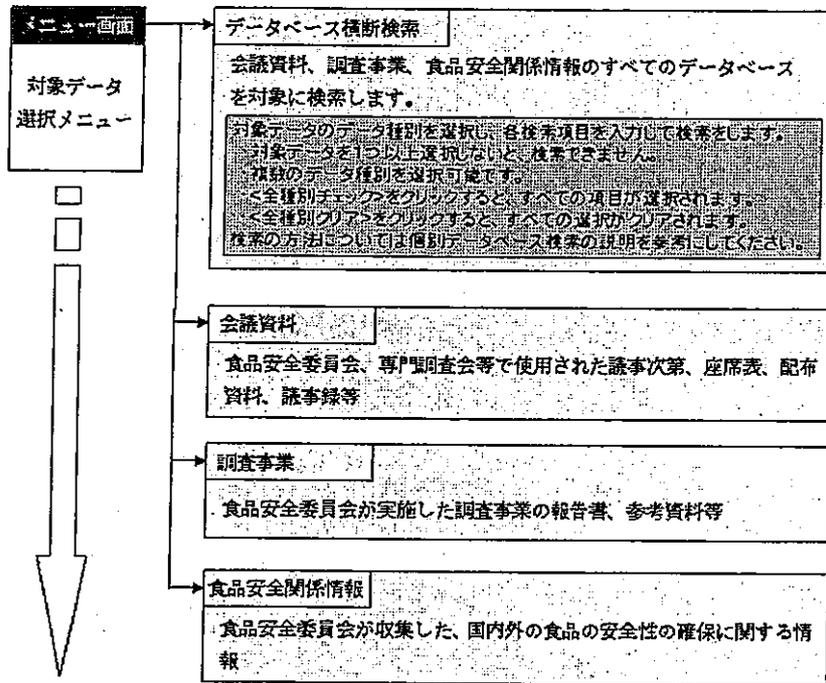
掲載情報は、国際機関、国内外の政府機関等のホームページ上に公表された情報から収集したのですが、関係する全ての機関の情報を確認しているものではありません。また、情報内容について食品安全委員会が確認若しくは推薦しているものではありません。

掲載情報のタイトル及び概要（記事）は、食品安全委員会が和訳・要約したものであり、その和訳・要約内容について情報公開機関に対する確認は行っておりませんので、その文責は食品安全委員会にあります。

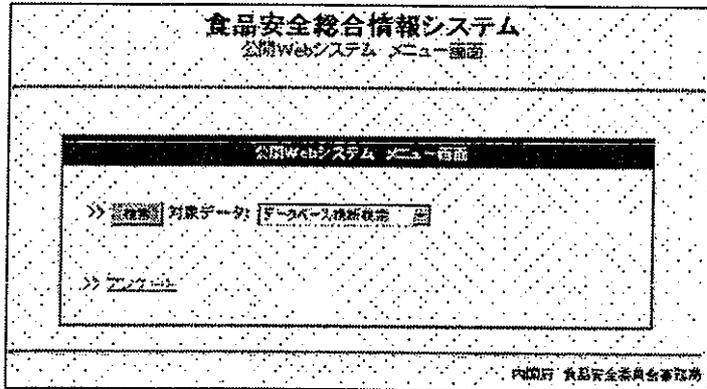
情報公表機関からの公表文書については、個別項目の欄に記載されている URL からご確認下さい。ただし、記載されている URL は情報収集時のものであり、その後変更されている可能性がありますので、ご了承下さい。

利用方法

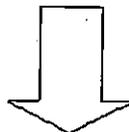
この食品安全総合情報システムは次のような構成になっています。



実際のメニュー画面です



対象データのデータ種別を選択し、各検索項目を入力して<検索>ボタンをクリックします。
——[検索設定]画面が開きます。



「会議情報」を選択した場合の個別データベース検索例

食品安全総合情報システム 検索画面(会議情報)	
<input type="button" value="メニュー"/>	
DB項目登録語検索:	<input type="radio"/> AND <input type="radio"/> OR 検索 <input checked="" type="checkbox"/> (最近検索に使用したキーワード) 単語の先頭に「!」を付加するとNOT検索になります。
電子ファイル検索:	<input type="radio"/> AND <input type="radio"/> OR 検索 フレーズ(複数の単語からなる用語)検索時、""で囲ってください。例:"Helicobacter pylori" 単語の先頭に「!」を付加するとNOT検索になります。
資料日付検索: (資料日付検索)	年度 <input type="text"/> 年次 <input type="button" value="↓"/> クリックすると、当該年度の年月日範囲がコピーされます。 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 以降 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 以降
関係者:	<input type="text" value="---未選択---"/>
<input type="button" value="検索"/>	
内閣府 食品安全委員会事務局	

1 検索の方法として、次の4つがあります。

- (1)分類検索
- (2)DB項目登録語検索
- (3)全文検索
- (4)資料日付検索

2 検索の利用方法

(1)分類検索

- ・データの分類で検索します。
- ・分類を各ドロップダウンリストから選択します。
- ・左側の「分類」欄から先に選択すると、それに対応して右側の「分類」欄のドロップダウンリストの内容が変わります。
- ・選択した分類はデータベースの種別を特定するものではなく、キーワードとして扱われ、「DB項目登録語検索」に指定したキーワードとあわせてAND(かつ)検索される

(2)DB項目登録語検索

- ・DB項目登録語を入力して検索します。
- ・検索語は、半角スペース、または全角スペースで区切って複数指定可能です。
- ・複数指定の場合、AND(かつ)検索するかOR(または)検索するかを、下のラジオボタンで選択します。
- ・その下の選択は、前回以前の検索で使用した検索語を検索語入力欄にコピーするもので、入力支援用です。

(3)電子ファイル検索

- ・入力した検索語により、電子ファイル内を検索します。
- ・検索語は、半角スペース、または全角スペースで区切って複数検索可能です。
- ・複数指定の場合、AND(かつ)検索するかOR(または)検索するかを、下のラジオボタンで選択します。
- ・検索語の前に「!」を付けた場合、NOT(~を含まない)検索になります。
- ・"”(ダブルクォート)で囲った場合は、フレーズ(複数の単語からなる文章等)として識別します。
- ・検索語に使用できるのは、半角英数字、JIS第1第2水準の全角文字です。
- ・半角カナ、記号、全角のJIS第1第2水準以外の文字は、動作保証しません。
- ・また、全角カナのみからなる検索語は、全角カナ、半角カナの両方を検索対象とします。

(4)資料日付検索(諮問書受付日検索)

- ・入力した資料日付で検索します。
- ・年度を入力して<↓>をクリックすると、当該年度の年月日範囲が下の欄にコピーされます。
- ・「以降」「以前」どちらか一方の指定でも検索可能です。

検索キーワード等の入力が終わったら、ページ一番下の<検索>ボタンをクリックすると検索結果が表示されます。

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

最終改正 平成18年3月31日法律第26号

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 施策の策定に係る基本的な方針（第11条—第21条）

第3章 食品安全委員会（第22条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

（食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識）

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

（食品供給行程の各段階における適切な措置）

第4条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

（国民の健康への悪影響の未然防止）

第5条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第6条 国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第8条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第9条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

(情報及び意見の交換の促進)

第13条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第15条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第16条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

第17条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第18条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第19条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実ににより国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第20条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)

第21条 政府は、第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

第3章 食品安全委員会

(設置)

第22条 内閣府に、食品安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
 - 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。
- 2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。
 - 3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。
 - 4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。

ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

- 一 食品衛生法第6条第2号ただし書（同法第62条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第7条第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第9条第1項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第10条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第11条第1項（同法第62条第2項において準用する場合を含む。）若しくは同法第18条第1項（同法第62条第3項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第50条第1項の規定により基準を定めようとするとき。
- 二 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の基準（同法第3条第1項第6号又は第7号

に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、若しくは変更しようとするとき。

三 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第3条の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第4条第1項第4号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第7条第1項若しくは第8条第3項(これらの規定を同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第13条の2第2項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第13条の3第1項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。

四 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第4条第1項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第62条第1項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第3条第1項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第23条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。

六 と畜場法(昭和28年法律第114号)第6条、第9条、第13条第1項第3号若しくは第14条第6項第2号若しくは第3号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第14条第7項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項(同条第1項第1号から第3号までの規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

八 薬事法第14条第1項若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品若しくは医療機器(以下「動物用医薬品等」という。)についての承認をしようとするとき、同法第14条の3第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の3第1項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、同法第14条の4第1項(同法第19条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定による動物用医薬品等についての再審査を行おうとするとき、同法第14条の6第1項(同法第19条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の6第1項の規定による動物用医薬品等についての再評価を行おうとするとき、同法第19条の2第1項若しくは第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第19条の2第1項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、又は同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第2項第3号ロ若しくは第83条の5第1項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

九 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第3

項の政令（農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。）又は同法第3条第1項の政令（農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。）の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第11条、第15条第4項第2号若しくは第3号、同条第6項又は第19条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の2第1項の規定により添加物の名称を削除しようとするとき。

十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第6条第1項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十三 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第1項又は第2項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。

2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第11条第1項第3号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

（資料の提出等の要求）

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（調査の委託）

第26条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

（緊急時の要請等）

第27条 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。

2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があったときは、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。

3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成11年法律第180号）第13条第1項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条第1項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第18条第1項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成11年法律第194号）第13条第1項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）第15条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

（組織）

第28条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員のうち3人は、非常勤とする。

(委員の任命)

第29条 委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第30条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第31条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第32条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第33条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第34条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員は、委員長とみなす。

(専門委員)

- 第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

- 第37条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、委員長命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

- 第38条 この章に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(検討)

- 第8条 政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【参考資料 2】

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項

(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定)

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号。以下「法」という。）は、食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品供給行程の各段階において、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置が講じられなければならないことを明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとしている。

政府は、基本理念にのっとり、法第 11 条から第 20 条までに定める基本的な方針を具体化するため、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、必要な措置の実施に関する基本的事項を定める。

第 1 食品健康影響評価の実施（法第 11 条関係）

1 基本的考え方

(1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって、食品に含まれるおそれがあるもの、又は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるもの（以下「危害要因等」という。別表参照）が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。

また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(2) 食品健康影響評価の実施に当たっては、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階について、特に以下の点に留意しなければならない。

① 農林水産物の生産段階

農林水産物の生産段階については、

- ・ 使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材や、O157、プリオン、カドミウム等の生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価
- ・ 当該農林水産物が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的

な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価

が行われなければならない。

② 食品の製造・加工段階

食品の製造・加工段階については、

- ・ 使用される原料、添加物、器具、容器包装若しくは洗浄剤に含まれ、又は原料等から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価
- ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価

が行われなければならない。

③ 食品の流通・販売段階

食品の流通・販売段階については、

- ・ 使用される器具、容器包装等に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が当該食品に残留し、又は作用し、当該食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価
- ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価

が行われなければならない。

(3) 法第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が食品安全委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない場合については、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令（告示を含む。）の改正に対応し、適切に見直しを行う。

(4) 委員会は、緊急を要する事項については、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的に行う。

(5) 関係各大臣は、法第24条第1項各号に掲げる場合以外の場合においても、所管法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく施策が食品の安全性の確保に関するものであるかどうかについて十分に検討し、委員会に対し、適切に食品健康影響評価の実施を要請する。

(6) 委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を

行う。

なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。

2 例外措置の具体的内容

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、以下に掲げる場合を除き、食品健康影響評価が行われなければならない。

(1) 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合

具体的には、食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に判断することになるが、例えば、

- ・ 使用の実態がないことによる添加物の指定の取消しなど、危害要因等と直接的には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策
- ・ 食品健康影響評価の結果に基づいて策定された施策に対する違反行為を取り締まるための措置（例えば、残留農薬基準等に違反した場合における廃棄命令）

が該当する。

(2) 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合

例えば、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条各号に掲げる、食品の腐敗、有毒又は有害な物質の混入、病原微生物による汚染の場合など、危害要因等について科学的知見に基づく食品健康影響評価を行う必要性が乏しい場合が該当する。

(3) 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき

この場合に該当するかどうかについては、関係各大臣が、原則に対する例外措置であることを十分に考慮して判断する。

なお、関係各大臣は、当該施策の策定後速やかに、委員会に対し、この場合に該当する旨を報告し、事後的に食品健康影響評価を要請しなければならない。この場合、必要に応じ、当該食品健康影響評価の結果を踏まえて、施策の見直しを行う。

3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等

(1) 食品健康影響評価の開始前

① 関係各大臣が委員会の意見を聴く場合

ア 個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について、事前に、委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関する規制や指導等のリスク管理措置を講ずる行

政機関をいう。以下同じ。)の相互間において共通の理解を得ることとする。

イ リスク管理機関は、食品健康影響評価の結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努める。

② 委員会自ら食品健康影響評価を行う場合

委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。

③ 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

委員会は、食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインの作成に努める。

(2) 食品健康影響評価の実施時

① 委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に努める。

② 委員会は、食品健康影響評価に用いた情報をホームページ等の多様な手段を用いて公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。

③ 委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。

(3) 食品健康影響評価の終了後

① 委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、その結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならない。

② 委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手段を用いて公表する。

③ 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。

(4) 食品健康影響評価の手法

委員会は、微生物に関する食品健康影響評価や定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進める。

4 委員会の行う勧告等

(1) 勧告

① 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。

- ② 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。
- ③ 委員会は、①及び②の勧告をした場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係各大臣は、これらの勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(2) 意見

- ① 委員会は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進する観点から、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体等の関係行政機関の長に意見を述べる。
- ② 委員会は、①の意見を述べた場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係行政機関は、当該意見に基づき講じた施策について委員会に報告する。

第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）

- (1) 食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならない。

- (2) 食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進める。

例えば、平成15年の食品衛生法等の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができるようになったほか、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品についていわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていない農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになったところであるが、今後、これらの各制度について、その適切な実施を図る。

- (3) 食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監視、指導及び調査の実施等に努める。

例えば、平成15年の食品衛生法等の改正により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、

各都道府県等の地域の実状や輸出国における生産地の事情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画が策定されることとされたところである。今後、これらに従い、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施を図る。

このほか、輸入農産物の残留農薬調査の結果の公表等を通じ、食品関連事業者の自主検査等の取組を促進する。

(4) 研修の実施等を通じ、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図る。

第3 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）

1 基本的考え方

(1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、国民に対し、当該施策に関する適切な情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進していくことにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。

(3) リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める。

2 リスクコミュニケーションの方法

(1) 委員会は、その会議（委員会及び専門調査会）を原則として公開で開催するとともに、委員会の議事録及び提出資料を原則として公開するほか、食品健康影響評価の結果、勧告、意見等について、その内容を公表することにより、国民に対する情報の提供に努める。

また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説する。

このほか、委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、適宜、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表する。

(2) リスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、当該施策に関する適切な情報の提供、いわゆるパブリック・コメント手続

(規制の設定又は改廃に係る意見提出手続)の実施、意見交換会の開催など、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。

また、リスク管理機関は、他のリスク管理機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適切な情報の提供に努める。

3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント

委員会は、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションを企画し、及び実施するとともに、リスクコミュニケーションについてリスク管理機関が行う事務の調整も担う。

このため、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、食品の安全性の確保に関する消費者等との意見交換会を開催する等により、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。

また、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションを促進する。

第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等 (法第14条関係)

1 基本的考え方

食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態(以下「緊急事態」という。)への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関の相互間における十分な連絡及び連携を図りつつ、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。

また、緊急事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。

2 緊急時の情報連絡体制

緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、保健所、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための体制を整備するほか、緊急事態として委員会及びリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図る。

3 緊急対策本部の設置等

食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。)は、緊急事態の発生に際し、政府全体

として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。

また、委員会及びリスク管理機関は、緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図る。

4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。

第5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）

1 基本的考え方

(1) 食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないことから、リスク管理機関から独立し、専門家で構成される行政機関である委員会において行うこととされている。

他方、食品健康影響評価の結果に基づき具体的なリスク管理措置を講ずるに当たっては、委員会とリスク管理機関及びリスク管理機関相互の連携を図ることが重要である。

また、食品健康影響評価及びリスク管理について、それらの公正性及び透明性を確保するためには、委員会及びリスク管理機関が相互に連携してリスクコミュニケーションの促進を図ることが必要である。

このため、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図る。

(2) 委員会及びリスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努める。

(3) 委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる。

(4) 関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的を開催する。

2 委員会とリスク管理機関との連携

委員会は、リスク管理機関との間で、委員会が食品健康影響評価を行う際のリスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表する。

3 リスク管理機関相互の連携

食品供給行程の各段階において講じられるリスク管理措置は、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係各省が所管法令に基づき総合的に実施するほか、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれの区域の自然的経済的社会的諸条件に応じて実施するものであり、実施主体が多岐にわたっている。

このため、リスク管理措置の実施に当たっては、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の密接な連携を図る必要がある。

このような観点から、リスク管理機関相互間における連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける。

また、この仕組みに基づき、今後も、リスク管理機関相互の連絡及び協力を着実に実施する。

第6 試験研究の体制の整備等（法第16条関係）

1 基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要である。このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずることにより、科学的知見の充実に努める。

2 試験研究の体制の整備

最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制の整備を図る。

3 研究開発の推進

(1) 食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図る。

また、研究開発の推進及び強化に当たっては、食品の安全性の確保に関連する各分野における知見を結集するため、委員会及びリスク管理機関において密接な連携を図るとともに、地方公共団体、民間等の能力も活用することとする。

(2) 委員会及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。

4 研究開発の成果の普及

食品の安全性の確保に関する研究開発の成果を広く国民に普及させるため、当該成果について、専門誌への掲載、平易な言葉による国民への発表等の取組を推進するとともに、委員会及びリスク管理機関合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書の配布等を行う。

5 研究者の養成及び確保

食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見を充実させるためには、食品の安全性の確保に関する高度な専門的知識を有する者を養成し、これを確保することが不可欠であることから、食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションに係る専門家を対象とする研究会等を開催するとともに、海外の研究者及び専門家の招へい、研究者の海外派遣等を行う。

第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第17条関係）

1 基本的考え方

(1) 国民の食生活を取り巻く環境の急速な変化に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念の実現に資するよう、食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講ずる。

(2) 政府が収集し保有している食品の安全性の確保に関する情報については、広く一般に公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。

(3) 今後、国内において人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める。

(4) 委員会及びリスク管理機関の相互間において、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。

2 情報収集の対象範囲

1の基本的考え方を踏まえ、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、新聞等マスメディア、学術専門誌、インターネット等を通じ、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、その収集、整理及び活用等を行う。

3 委員会における一元的な情報収集の実施等

(1) 委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図る。

(2) 委員会は、(1)のデータベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める。

4 情報の活用及び提供

- (1) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。
- (2) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努める。

第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）

1 基本的考え方

食品の表示の制度については、従来、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等複数の法律に規定され、各府省間の連携が不十分なままそれぞれの観点からその制度が運用されてきたため、同じ表示項目において異なる用語が使用されることがあるなど、消費者及び事業者双方にとってわかりにくいものとなっている等の指摘があったところである。

これを受けて、平成14年12月に厚生労働省及び農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置し、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法その他食品の表示に関する基準全般について検討を行ってきたところであるが、消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示がわかりやすいものとなるよう、今後も引き続き、「食品の表示に関する共同会議」等において、食品の表示に関する基準全般について、広く国民からの意見も聴きつつ、問題点及び改善方策を検討する。

2 普及及び啓発

- (1) 食品の表示に関する一元的な相談窓口の一層の充実を始め、厚生労働省、農林水産省等における相談体制について、連携の強化を図る。
- (2) 食品の表示の制度及び内容について、消費者が正しく理解することができるよう、厚生労働省、農林水産省等は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める。

3 違反に対する監視、指導及び取締り

厚生労働省、農林水産省等は、食品の表示に対する信頼が確保されるよう、表示の違反に対する監視、指導及び取締りの強化、相互の連携の強化並びに

地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める。

第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関係）

1 基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者が、それぞれの立場から、その責務又は役割を果たす必要がある。特に、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこととされており、そのためには、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある。

2 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制

委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進する。

3 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項

(1) 委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見交換の機会を設ける等の取組を推進する。

(2) 「食品衛生月間」を始めとする月間又は週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。

(3) 学校教育等の場において、栄養教諭制度の創設、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。

(4) 農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品の安全性の確保に関する国民の理解を促進するため、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発資材の作成等の取組を推進する。

第10 環境に及ぼす影響の配慮（法第20条関係）

1 基本的考え方

食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製

造、加工、流通及び販売の各段階において、化学物質の使用、廃棄物の発生等に伴い環境に対する負荷が発生するおそれがあることから、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について十分に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進する。

2 食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）等に基づき、食品供給行程の各段階において、食品、肥料、飼料、農薬等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用するよう努めるとともに、回収された食品、肥料、飼料、農薬等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

また、特に、農林水産物の生産段階においては、例えば、現在、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺環境への悪影響の防止も考慮して検査しているところである。今後も引き続き、農薬取締法に基づき、農薬による生態系に対する影響の適切な評価及び管理施策の充実を図るなど、農林水産物の生産段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。

(別表) 食品健康影響評価の対象となる危害要因等の例

食品との関係	危害	種類		
		生物学的	化学的	物理的
食品に含まれる	人の健康に影響を及ぼすおそれがある「要因」	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒菌 〔腸炎ビブリオ等〕 ・ウイルス 〔小型球形ウイルス等〕 ・寄生虫 〔アニサキス等〕 ・プリオン 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬 ・動物用の医薬品 〔合成抗菌剤等〕 ・添加物 〔保存料 乳化剤 等〕 ・重金属 〔カドミウム等〕 ・容器包装溶出物質 〔可塑剤等〕 ・かび毒 〔アフラトキシン等〕 ・自然毒 〔ふぐ毒(テトロド トキシン)等〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・異物 〔ガラス 金属 プラスチック 等〕 ・放射線
食品が置かれる	人の健康に影響を及ぼすおそれがある「状態」	<small>きんそう</small> <ul style="list-style-type: none"> ・菌叢 ・腐敗 	<ul style="list-style-type: none"> ・pH 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度